

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は経営の透明性、公正性ととも、競争力・収益力の向上を通して企業価値を継続的に高めることが企業経営の目的と考えております。この目的を達成するための経営組織・監督機関を整備し、コーポレート・ガバナンスの充実を最重要課題として取り組んでおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

補充原則1-2-4 [株主総会における権利行使]

当社の株主構成を勘案し、機関投資家が議決権行使を行いやすい環境の整備や海外株主に向けた英文による情報提供が必要と認識しており、今後の課題として検討していきます。

補充原則1-2-5 [株主総会における権利行使]

今後は、実質株主の要望や信託銀行等の動向を注視しつつ、実質株主の株主総会への出席に関するガイドラインの検討・整備を進めていきます。

補充原則3-1-2 [情報開示の充実]

英文での情報開示については現在のところ行っておりませんが、株主構成等を勘案した上で、今後の課題として検討していきます。

補充原則4-2-1 [取締役会の役割・責務(2)]

当社は、経営陣の報酬について、業績を勘案して決定しており、金銭での報酬が適切と考えていますが、インセンティブについては、必要に応じて導入を検討していきます。

原則4-8 [独立役員取締役の有効な活用]

当社は、経営効率の向上や利益相反を含めた経営全般に対して独立した立場から助言・提言を行い、経営の意思決定機能および監督機能の強化における独立社外取締役の機能・役割は重要であると考えております。

したがって、2015年3月開催の当社第30期定時株主総会において、社外取締役2名を選任しておりましたが、今般の2017年3月開催の第32期定時総会で再選予定の社外取締役候補者1名が自己都合により辞任の申し出があったため、当該候補者については取り下げ、社外取締役1名の選任となりました。

2018年3月開催予定の定時株主総会におきまして、高い独立性と専門性を有する独立社外取締役を複数名選任する予定です。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

原則1-4 [いわゆる政策保有株式]

投資目的以外の目的で保有する株式の保有は、1. 業務提携、取引の維持・強化及び株式の安定等の保有目的の合理性、2. その連結貸借対照表計上額が総資産の5%以下などの条件をすべて満たす範囲で行うことを基本的な方針としています。

同株式の買い増しや処分の要否は、当社の成長に必要かどうか、他に有効な資金活用はないか等の観点で、担当取締役による検証を適宜行い、必要に応じ取締役会に諮ることとしています。

また、同株式に係る議決権行使は、その議案が当社の保有方針に適合するかどうかに加え、発行会社の効率かつ健全な経営に役立ち、企業価値の向上を期待できるかどうかなどを総合的に勘案して行っています。なお、個々の株式に応じた定性的かつ総合的な判断が必要なため、現時点では統一の基準を設けていません。

原則1-7 [関連当事者間の取引]

当社では、取締役が実質的に支配する法人との競業取引及び利益相反取引は、取締役会での審議・決議を要することとしています。当社役員が実質的に支配する法人及び主要株主が当社顧客として取引を行う場合、会社に不利益とならない体制を整えています。

原則3-1 [情報開示の充実]

(1) 経営理念や経営戦略、決算資料等を当社ホームページにて開示しています。

(2) コーポレートガバナンスの基本方針を当社ホームページ、コーポレートガバナンスに関する報告書等にて開示しています。

(3) 現在の方針は固定報酬のみで、担当責任分野、各人の業績等に基づき決定しております。報酬総額は株主総会で承認された範囲内で運用しております。

(4) 経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補者の指名を行うに当たっては、当社の経営陣幹部または取締役・監査役として相応しい豊富な経

験、高い見識、高度な専門性を有する人物を候補者とし、その適切性等について検討し、取締役会において決議しています。

(5) 新任候補者、社外取締役候補者及び社外監査役候補者の選任理由を株主総会招集通知にて開示しています。

(決算資料・有価証券報告書：<http://www.dksiken.co.jp/ir/library/>)

(株主総会招集通知：<http://www.dksiken.co.jp/ir/library/>)

補充原則4-1-1 [取締役会の役割・責務 (1)]

当社は、経営の意思決定・監督機関としての取締役会と、その意思決定に基づく業務執行体制としての経営改善会議を月1回開催し、各事業分野毎の最高執行責任者・会議体・執行役員を設け、経営の意思決定と業務執行の分離の確立を図っています。

取締役会は、法令及び定款に定められた事項、当社及びグループ会社の重要事項等を決定しています。

経営改善会議は、各事業分野の担当取締役及び執行役員とで構成され、取締役会で決定された方針の具体化や複数の事業分野にまたがる課題の対策を協議しています。

原則4-8 [独立役員取締役の有効な活用]

当社は、経営効率の向上や利益相反を含めた経営全般に対して独立した立場から助言・提言を行い、経営の意思決定機能および監督機能の強化における独立社外取締役の機能・役割は重要であると考えております。

したがって、2015年3月開催の当社第30期定時株主総会において、社外取締役2名を選任しておりましたが、今般の2017年3月開催の第32期定時総会で再選予定の社外取締役候補者1名が自己都合により辞任の申し出があったため、当該候補者については取り下げ、社外取締役1名の選任となりました。

2018年3月開催予定の定時株主総会におきまして、高い独立性と専門性を有する独立社外取締役を複数名選任する予定です。

原則4-9 [独立社外取締役の独立性判断基準及び資質]

当社は予め、会社法及び東京証券取引所が定める独立性基準を当社の判断基準としています。そして、この基準を充たしていること、実質的にも独立性があると判断されること、実績・経験・知見からして取締役会において率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できること、等を満たす人物を独立社外取締役の候補者として選定しています。

補充原則4-11-1 [取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件]

当社は、取締役会が客観的中立的な経営監視機能を発揮できるよう、高い独立性を確保し専門的な知見を有する人物を選任する方針であり、現在選任されている取締役は、原則3-1に記載のとおり方針に沿った選任を実施しています。

補充原則4-11-2 [取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件]

社外取締役及び社外監査役他社での兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書及びコーポレートガバナンスに関する報告書等を通じ、毎年開示を行っています。

社外監査役2名は、ほかの会社の社外役員を兼任していません。また、常勤監査役は他社の役員は兼任しておらず、監査役の業務に常時専念できる体制となっています。

補充原則4-11-3 [取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件]

当社は、取締役会の実効性の確保とさらなる向上を目的として、取締役会の実効性に関するアンケートを平成29年度より実施いたします。取締役会事務局が評価、分析を行いその結果の概要を開示する予定であります。

補充原則4-14-2 [取締役・監査役のトレーニング]

当社では、取締役及び監査役に対し、その職務や役割を適切に理解し責務を果たすためにコンプライアンス研修等を実施しております。

また、社内トレーニング機会の提供や外部セミナー等への参加の機会を設けており、知識習得のため自主的な要望がある場合は、会社として協力しています。

原則5-1 [株主との建設的な対話に関する方針]

当社では、IR担当取締役を選任するとともに、管理部企画課をIR担当部署としています。

株主や投資家に対しては、決算説明会を四半期に1回開催するとともに、逐次、試験センター見学会やスモールミーティングを実施しています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数 (株)	割合 (%)
株式会社Feel	1,452,000	22.70
下平 雄二	783,700	12.25
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	619,500	9.68
土木管理総合試験所 従業員持株会	325,500	5.09
下平 美奈子	317,400	4.96

株式会社土木管理総合試験所	203,600	3.18
下平 絵里加	142,000	2.22
下平 真里奈	142,000	2.22
野村信託銀行株式会社	117,900	1.84
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	87,300	1.36

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12 月
業種	サービス業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
岡本 俊也	公認会計士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先 (d、e及びiのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
岡本 俊也	○	弓場・岡本公認会計士事務所の共同代表を兼務しております。	公認会計士として、豊かな経験と高い見識に基づき、広範囲かつ高度な視点で助言を頂くため、社外取締役として選任しております。当社と岡本俊也氏との間において、取引所が定める項目に該当するものはなく、一般株主との間に利益相反が生じるおそれはないと考えております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査については、監査法人トーマツと監査契約を提携しており、内部監査担当者と監査役、会計監査人が監査を有効かつ効率的に進めるため、適宜情報交換を行っており、効率的な監査に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
茂木 正治	その他													
丸田 由香里	弁護士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先 (f、g及びhのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)
m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
茂木 正治	○	茂木社会保険労務士事務所代表を兼務しております。	社会保険労務士として、豊かな経験と高い見識に基づき、広範囲かつ高度な視点で助言を頂くため、社外監査役として選任しております。当社と茂木正治氏との間において、取引所が定める項目に該当するものはなく、一般株主との間に利益相反が生じるおそれはないと考えております。
丸田 由香里	○	――	弁護士として、豊かな経験と高い見識に基づき、広範囲かつ高度な視点で助言を頂くため、社外監査役として選任しております。当社と丸田由香里氏との間において、取引所が定める項目に該当するものはなく、一般株主との間に利益相反が生じるおそれはないと考えております。

[独立役員関係]

独立役員の数 更新	3名
----------------------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

平成27年7月31日の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく第1回新株予約権の付与（ストックオプション）に関する決議を行っております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

中長期的な業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、取締役及び従業員の業績向上に対する意欲及び士気をより一層向上させ、中期経営計画における業績目標達成の意欲を高めることを目的として、当社取締役及び従業員に対して、新株予約権を発行いたしました。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬の総額については、事業報告書及び有価証券報告書において開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針 の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役・社外監査役のサポートは管理部が行っております。また、常勤監査役が非常勤監査役との間で適宜情報交換を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

取締役会は、原則として毎月1回第2週に開催され、法令で定められた事項及びその他の経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行を監督しております。当社は監査役会を設置しており、監査役は取締役会の他、重要な会議に出席し業務執行を監査しております。なお、監査役3名のうち、2名は社外監査役を選任しております。

なお、当社では、平成22年3月に執行役員制度を導入し、監督と執行の機能を明確化するとともに意思決定の迅速化を図る体制を構築しております。

当社の体制は、社外監査役を含めた監査役会による業務執行に対する監査体制と、執行役員制度導入により取締役会の監督機能を明確化したことにより、業務執行の監督・監視機能を十分に果たすことができると考えております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、透明性の高い意思決定、機動的な業務執行並びに適正な監査に対応できる体制の構築を図るため、現状のコーポレート・ガバナンス体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	12月決算のため、集中日を回避した株主総会の設定となっております。
その他	事業報告の説明については、ビジュアル化を行っております。 株主総会の議案の決議行使結果について、臨時報告書の公表を自社ウェブサイトで行っております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社は、ディスクロージャーポリシーを作成し、当社ホームページに掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	四半期、本決算の公表後に会社説明会を開催し、代表取締役自らが説明を行っております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算公表後に会社説明会を開催し、代表取締役自らが説明を行っております。 また、機関投資家の要望に応じて、随時個別ミーティングを実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	IRサイトにおいて、代表者のメッセージ、東京証券取引所への適時開示、有価証券報告書、事業報告書等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理部企画課が行っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	経営の基本方針として、人々の生活環境が豊かになることを使命とし、土・水・大気・構造物調査・測量設計等に係わる適切な情報を土木管理総合試験所グループの総力(スピード・対応力・提案力)を挙げ、顧客に対して積極的にコンサルテーションを行うとともに、ステークホルダーの皆様のご期待に応えていくことを基本的な方針としております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社の定める企業倫理にて、地域社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、広く地域社会とのコミュニケーションを図り、ともに歩む良き企業市民として、積極的に貢献活動に取組みます。と規定しており、環境保全活動、社会福祉活動、地域貢献活動に積極的に取り組んでおります。ホームページにCSR活動として、公表しております。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

会社法第362条第4項第6号に規定される「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適性を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制」につきまして、平成27年6月に決議いたしました。内部統制システム整備の基本方針は、以下のとおり定めております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(a) コーポレート・ガバナンス

イ. 取締役会は、社外取締役を含む取締役で構成し、法令、定款及び「取締役会規程」その他の社内規程等に従い、重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する。

ロ. 取締役は取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議及び社内規程に従い、担当業務を執行する。

ハ. 取締役会の意思決定機能と監督機能の強化及び業務執行の効率化を図るため執行役員制を採用する。執行役員は、取締役会の決定の下、取締役会及び代表取締役の委任に基づき、担当職務を執行する。

ニ. 監査役は、「監査役会規程」及び「監査役監査規程」に則り、取締役の職務執行の適正性を監査する。

(b) コンプライアンス

イ. 取締役、執行役員及び使用人は、「倫理・コンプライアンス規程」に則り行動する。

ロ. コンプライアンスに係る事項を統括する部署を設置するとともに、「コンプライアンスプログラム」を制定し、コンプライアンス体制の充実に努める。

(c) 財務報告の適正性確保のための体制整備

イ. 商取引管理及び経理に関する社内規程を整備するとともに、財務報告の適正性を確保するための体制の充実に努める。

ロ. 財務報告の適正性を確保するための体制につき、その整備・運用状況を定期的に評価し改善を図る。

(d) 内部監査

社長直轄の経営監査室を設置する。経営監査室は、「内部監査規程」に基づき業務全般に関し、法令、定款及び社内規程の遵守状況、職務執行の適正性及び内容の妥当性等につき、定期的に内部監査を実施する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、「情報セキュリティ規程」、「文書管理規則」その他の社内規程に従い、株主総会議事録等の職務執行に係る重要な文書を、関連資料とともに適切に保存・管理し、取締役及び監査役は、いつでも、これを閲覧することができる。また、会社の重要な情報の適時開示その他の開示を所管する部署を設置するとともに、取締役は、開示すべき情報を迅速かつ網羅的に収集した上で、法令等に従い適時かつ適切に開示する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

市場リスク、信用リスク、投資リスクその他様々なリスクに対処するため、責任部署を設置するとともに、各種管理規則、投資基準、リスク限度額・取引限度額の設定や報告・監視体制の整備等、必要なリスク管理体制及び管理手法を整備し、リスクを総括的かつ個別的に管理する。また、管理体制の有効性につき定期的にレビューする。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務執行は、「業務分掌規程」等で明確にし、適正かつ効率的に職務が行われる体制を確保する。

また、当社は、経営方針を定め、中期経営計画と年度計画を策定し、業務執行を担当する各取締役は、自らが所管する各部門において、本計画に基づいた業務執行を行い、定期的に取締役会に進捗状況や対応策の報告を行う。

5. 当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及びその子会社は、グループ方針に基づいた経営管理及び経営指導を行い、グループ企業全体の経営効率の向上を図るものとする。

また、「関係会社管理規程」に基づき、財務内容や業務執行上の重要事項の把握、管理を実施する。

月1回、子会社取締役会には当社代表取締役社長、常務取締役、取締役管理部門長が出席し、適正な業務執行、意思決定及びそれらに対する監督を行い、「内部監査規程」に基づき、当社経営監査室による監査を実施する。

6. 監査役の補助使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、その職務を補助する使用人を選任する。監査役補助者の独立性を担保するため、その任命、解任等独立性に係る各種案件につき、監査役会と協議の上、決定するものとする。

7. 取締役及び使用人による監査役への報告体制等

(a) 重要会議への出席

監査役は、取締役会、その他の重要な会議に出席し、取締役等からその職務執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができる。

(b) 報告体制

監査役は、いつでも取締役及び使用人に対して報告及び情報の提供を求めることができ、取締役及び使用人は、監査役から報告及び情報提供を求められた場合は、遅滞なく情報提供等ができるように、監査役監査の環境整備を図る。

また、監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行ない、併せて内部監査担当及び会計監査人と定期的に会合をもち、監査の方法及び監査結果等について報告を受け、相互に連携を図る。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(a) 経営監査室の監査役との連携

経営監査室は、監査役との間で、各事業年度の内部監査計画の策定、内部監査結果等につき、密接な情報交換及び連携を図る。

(b) 外部専門家の起用

監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、外部専門家を独自に起用することができる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力や団体との一切の取引を許さない業務運営を図ることが、企業の社会的責任であることを十分に認識し、社会的正義を実践すべく、既然とした態度で臨むことを全社員に徹底しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の整備及び運用状況

1. 適時開示体制の整備に向けた取り組み

投資家が当社への投資価値を的確に判断するために必要な会社情報を適時適切に開示することを基本方針として、迅速に開示できる体制を整えております。

また、収集された情報は、逐次、情報開示取扱責任者に集められ、所定の検討・手続きを経て、公表すべき情報は適時に開示することとなっております。

適時開示に関する教育に関しては、役員・従業員（子会社の役員・従業員を含む）に対して重要会議及び研修会等の機会をとりえて適時開示の対象となる重要事実について周知徹底を図っております。そして、株主が公平かつ安易に情報にアクセスできる機会の確保の状況については、平成27年12月期より当社ホームページの会社情報として掲載しております。

東京証券取引所の適時開示に係る規則等に基づく適時開示に加え、WEB上でのIRなどを通じて、迅速かつ分かりやすい情報開示に積極的に取り組んでおります。

2. 適時開示担当組織（担当部署及び人員数等）の状況

担当部署名

管理部企画課 課長以下2名

情報取扱責任者の役職名及び氏名

取締役管理部門長 掛川明彦

3. 適時開示手続き

(a) 決定事実に関する情報

管理部は取締役会等の重要会議の付議事項を事前に入手し、当該会議終了後に遅滞なくその議事録を入手して、適時開示の対象となる重要事実の有無を検討し、該当事項があれば直ちに開示資料を作成し取締役会の承認を得て開示する。

(b) 発生事実に関する情報

当該事実が発生した場合、管理部へ速やかに報告し、管理部は有価証券上場規程（東京証券取引所規程）による開示有無の検討を行い、開示が必要と認められる場合には、直ちに開示資料を作成すると共に、執行責任者（代表取締役社長）、情報取扱責任者（管理部門長）及び監査役に報告し了解を得て開示する。

(c) 決算に関する情報

管理部は決算資料（決算短信、四半期決算短信）を作成し、代表取締役社長、情報取扱責任者（管理部門長）及び監査役に報告すると共に、取締役会の承認を得て開示する。

(d) 企業集団に係わる適時開示手続き

当社は連結子会社1社から月次決算書及び月次業績報告書を翌月8日までに提出を受け、管理部はその内容により適時開示の対象となる重要事実の有無を検討し、該当があれば、執行責任者（代表取締役社長）、情報取扱責任者（管理部門長）及び監査役に報告し了解を得て開示する。

4. 適時開示資料等の管理状況

当社において、適時開示資料等の当社ホームページへの開示に際してのセキュリティ体制確保のため、以下の方法及びフローを採用し情報漏洩防止に努めております。

(a) 適時開示担当者は個別のログインIDとパスワードを用いてTDNETにアクセスし、TDNETに適時開示資料等を提出する。

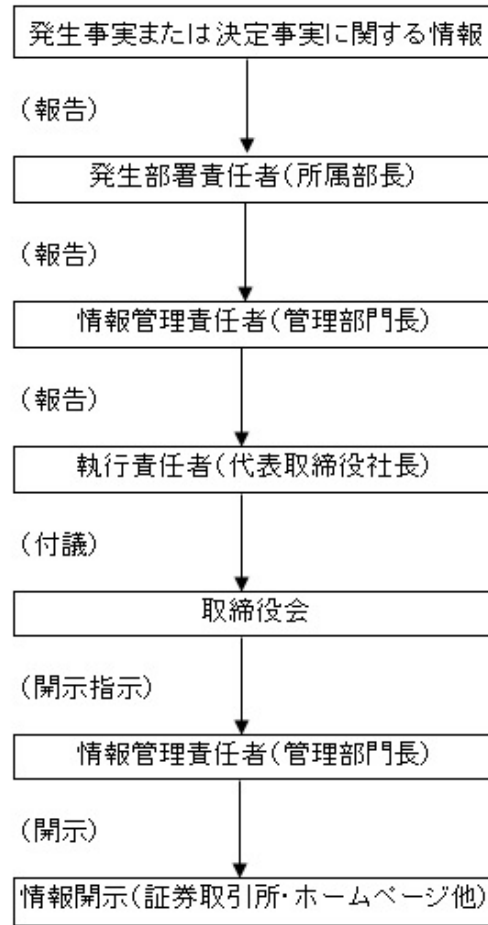
(b) 当社ホームページ内IR情報への各種開示資料等の掲載には、外部業者（宝印刷株式会社）の提供するサービスを採用し、未公開情報が公表前に漏洩することのない運用を行う。

(c) 当社ホームページ内のIR専用ページに記載される情報（公開情報）は、TDNETで開示された情報（公開情報）が（TDNETと宝印刷株式会社のサーバーを繋ぐ）専用回線を通して宝印刷株式会社のデータベースに蓄積され、その蓄積された開示情報を当社のIR専用ページに自動的に掲載する仕組みにより運用される（当社はIRページへの掲載作業に直接関与することはない）。

(d) 当社ホームページへの掲載は、TDNETに情報が開示された後、速やかに掲載される（TDNET公表時刻よりも前に情報が掲載されることはない）。

(e) 適時開示資料と同様の内容をホームページに掲載するには、担当者は事前に、TDNETでの掲載を確認の上、管理部門長の承認を必要とする。

適時開示体制の概要(模式図)



コーポレート・ガバナンス体制

